



福岡医発第1251号(地)
平成21年10月6日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

新型インフルエンザの流行に関するQ&Aについて

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「国民健康保険被保険者資格証明書」の交付を受けている国民健康保険の被保険者が、新型インフルエンザの疑い等により医療機関を受診した場合の取扱い等について、厚生労働省保険局国民健康保険課及び医療課の連名によるQ&Aが別添のとおり発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂きますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉



(保 130)

平成 21 年 10 月 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

藤 原 淳



新型インフルエンザの流行に関する Q & A について

新型インフルエンザが本格的な流行期に入り、感染者数が増加している状況におきまして、「国民健康保険被保険者資格証明書」の交付を受けている国民健康保険の被保険者が、新型インフルエンザの疑い等により医療機関を受診した場合の取扱い等につきまして、厚生労働省保険局国民健康保険課及び医療課の連名による Q & A が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

新型インフルエンザの流行に関する Q & A について

(平 21. 9. 25 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・医療課)



事 務 連 絡

平成21年9月25日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局医療課

新型インフルエンザの流行に関するQ&Aについて

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、新型インフルエンザが本格的な流行期に入り、感染者数が増加しているところです。照会のあった事項を別添のとおりQ&Aとしましたので、送付いたします。貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

(問1)「新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」(平成21年5月18日付け保国発第0518001号・保医発第0518001号)は、発熱相談センターから発熱外来への受診が原則であった時点のものであり、現時点における一般の保険医療機関での診察には適用はないと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおりである。

(問2) 資格証明書を交付している世帯から、新型インフルエンザに感染したと疑われるが経済的理由から医療機関で10割の医療費が払えないと申出があった場合、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第7項に規定する特別の事情に当たると判断してよいか。

(答)

世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる。この場合、保険者において世帯の状況について改めて確認をとることができない場合は、後日確認をとることとし、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支えない。

しかしながらこのような場合は、資格証明書の交付時点で特別の事情の把握に努めていれば、もともと資格証明書の交付対象ではなかった可能性もあるところであり、資格証明書の交付時点でなぜ把握できなかったか事務処理体制をチェックするとともに、他の資格証明書の交付世帯についても、新型インフルエンザの大流行の前に、再度、特別の事情の把握を徹底するなど、被保険者の医療の確保に遺憾なきよう適切な運用に努められたい。